

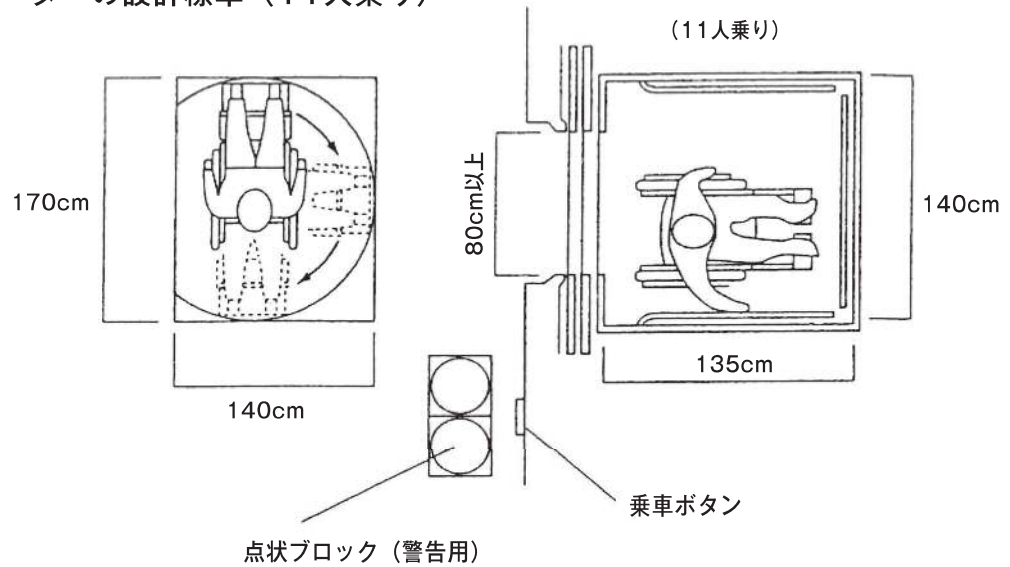
〔エレベーター〕

エレベーターを設ける場合は、高齢者、障害者等が支障なく利用できる構造とすること。

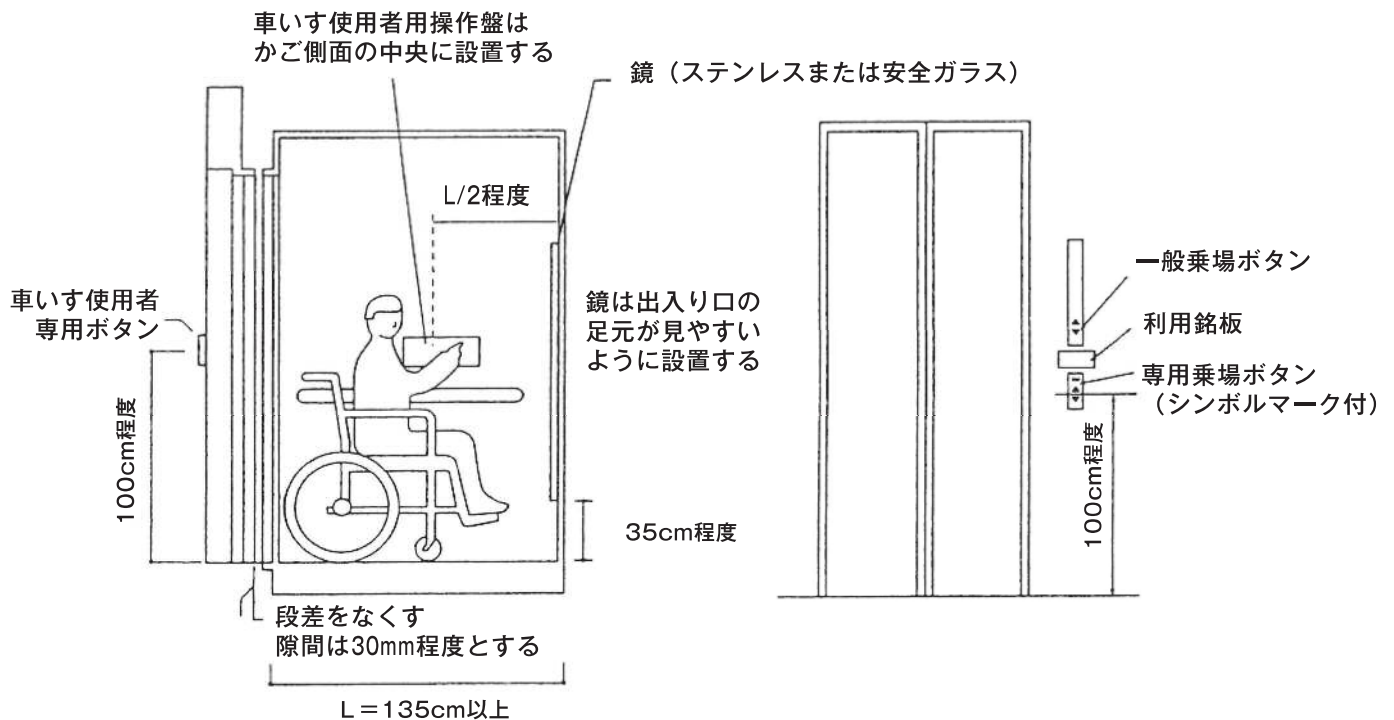
- (1) エレベーター入口までの段差をなくし、入口の有効幅は80cm以上とすること。
- (2) かご内部で車いすの向きを変える（直径150cm以上の円程度が内接できる空間）ことができない場合は、かご内背面盤にガラス製または金属製の平面鏡を設けること。ただし、平面鏡が設けられない構造のものにあつては、凸面鏡（合成樹脂製も含む）も可とする。
- (3) 車いす使用者が利用しやすい位置（床上100cm程度）に操作盤を設けること。
- (4) 手すりについては、かご内に設けることが望ましいが、設置位置については、車いすの乗降の際に支障とならないよう、出入口の幅員の確保に十分配慮し設置すること。

《 参 考 図 》

【図9.1】エレベーターの設計標準（11人乗り）



【図9.2】エレベーターの利用例



【図9.3】シンボルマーク及び利用銘板の例



お 願 い

車いす使用の方はシンボルマーク付きの
操作ボタンをご利用ください。

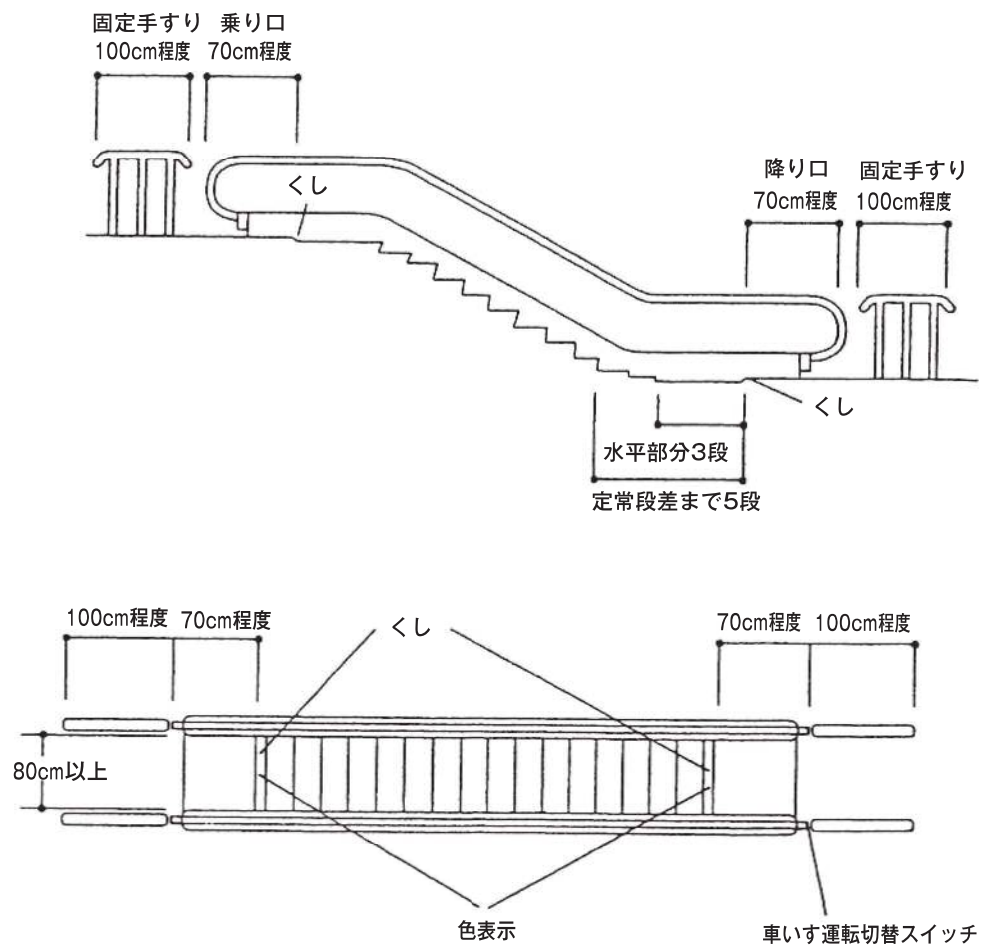
〔エスカレーター〕

エスカレーターを設置する場合は、次に定める構造とすること。ただし、別項〔エレベーター〕に定める構造のエレベーターを設けている場合は、この限りでない。

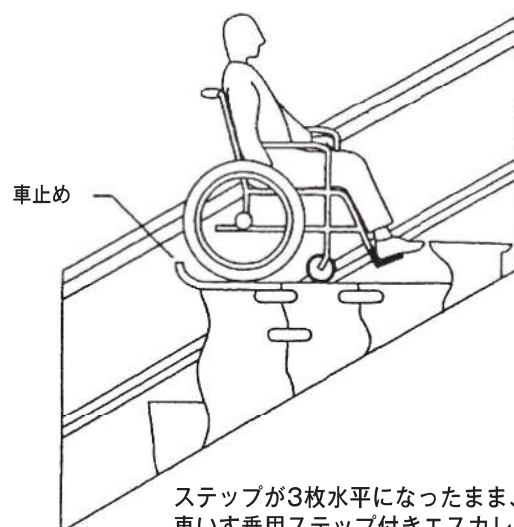
- (1) 800型（ステップ幅約60cm）または1200型（ステップ幅約100cm）が望ましい。
- (2) 乗降口には、長さ100cm程度の固定手すりを設け、点字標示を取り付けることが望ましい。
- (3) 乗り口・降り口ともに、くしから70cm程度の移動手すりを設けること。
- (4) ステップの水平部分は3枚程度、通常段差に達するまでのステップは5枚程度とすること。
- (5) くしは、できるだけ薄くし、色を変えるなどしてステップの部分とはっきり区別がつくようにすることが望ましい。
- (6) 速度は、30m／分を標準とすること。

《 参 考 図 》

【図10.1】 エスカレーターの基本寸法



【図10.2】 車いす対応エスカレーター



ステップが3枚水平になったまま、大型車いすを運べる
車いす乗用ステップ付きエスカレーターとする。
乗降時にはスピードが遅くなるか、又は、止る。
(ステップ2枚半の機種もある)